

桜花台園特別養護老人ホームの利用料金表

2024(R6)年8月1日改定

表1：日額・月額の利用料(利用者負担が第4段階の方の平均額)

(ア) この表は「1. ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)」で利用料金を計算しております。
 「2. 看護体制加算(Ⅰ)イ」「3. 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ」「4. 栄養マネジメント強化加算」「5. 日常生活継続支援加算(Ⅱ)」が含まれています。
 (イ) 保険対象外の食費・居住費は自費です。ただし、負担限度額の認定を受けておられる方は、食費・居住費の金額は異なります。※表2・3をご参照下さい。
 (ウ) 理美容代、写真代、手芸材料代などの日常生活費は、実費を利用料金としてお支払いいただきます。

介護保険の対象となるサービスの費用(費用の1割を利用者が負担)					
ユニット型地域密着型	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
1 介護老人福祉施設入所者生活介護費	682単位 6,820円	753単位 7,530円	828単位 8,280円	901単位 9,010円	971単位 9,710円
2 看護体制加算(Ⅰ)イ	12単位…120円/日				
3 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46単位…460円/日				
4 栄養マネジメント強化加算	11単位…110円/日				
5 日常生活継続支援加算Ⅱ	46単位…460円/日				
6 生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位…100円/月				
7 退所時栄養情報提供加算	1回70単位				
8 高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ) 10単位…100円/月 (Ⅱ) 5単位…50円/月				
9 口腔衛生管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ) 90単位…900円/月 (Ⅱ) 110単位…1,100円/月				
10 療養食加算	6単位…60円/1食(療養食が必要な場合算定)				
11 経口維持加算(Ⅰ)	400単位…4,000円/月(対象利用者算定)				
12 初期加算	30単位…300円/日(入所日から、又は30日超える入院後30日以内)				
13 再入所時栄養連携加算	200単位…2,000円(対象利用者算定)				
14 看取り加算(Ⅰ)	死亡日45日前～31日前…72単位(720円)/日 死亡日30日前～4日前…144単位(1,440円)/日 死亡日前々日、前日…680単位(6,800円)/日 死亡日…1,280単位(12,800円)/日				
15 科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算(Ⅰ):40単位…400円/月 (Ⅱ):50単位…500円/月				
16 協力医療機関連携加算	100単位…1,000円/月(R6年度) 50単位…500円/月(R7年度) 5単位…50円/月				
17 安全対策体制加算	20単位…200円(入所時1回)				
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	(Ⅰ)22単位…220円/日 (Ⅱ)18単位…180円 (Ⅲ)6単位…60円 ※5状況に応じ算定				
18 介護保険対象料金 上記1+2+3+4+5合計額の1割	797円	868円	943円	1,016円	1,086円
介護保険の対象外となるサービスの費用(全額利用者の自費負担)					
19 食費	1,445円(1日あたり)				
20 居住費	2,066円(1日あたり)				
21 その他日常生活品等	実費相当額				
22 家電持ち込み使用料金	50円(1台につき1日あたり)				
23 利用料合計(日額)18+19+20	4,308円	4,379円	4,454円	4,527円	4,597円
24 利用料合計(月額)23×30日	127,500円	129,630円	131,880円	134,070円	136,170円

表2：利用者負担限度額の認定を受けられることができる条件

負担の区分	対象者
第1段階の方	本人および世帯全員が 住民税の非課税扱いの方
第2段階の方	
第3段階の方	

高齢福祉年金の受給者
課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万以下
上記の第2段階以外の方
(課税年金収入が80万円超266万円未満)

表3：利用者負担限度額の認定を受けている方の宿泊費と食費

負担の区分	居住費(日額)	食費(日額)	居住費と食費の合計(月額)
第1段階の方	820円	300円	33,600円
第2段階の方	820円	390円	36,300円
第3段階の方	1,310円	①650円	58,800円
	1,310円	②1,360円	80,100円

表4：高額介護サービス費支給申請の条件

利用者負担段階区分	一般世帯	住民税世帯非課税であって、 右記に該当しない方	住民税世帯非課税であって、 年金等の収入が80万円以下の方
上限額(世帯合計)	37,200円	24,600円	15,000円

同月に利用したサービス費の1割負担の合計額(同じ世帯内の複数の利用者がある場合には、世帯合計額)が高額になり、一定額を超えた場合には、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 14.0% ※介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 13.6%

※介護職員処遇改善加算はⅠまたⅡを算定します。